

令和2年12月大山町定例農業委員会議事録

1 開催日時 令和2年12月10日 木曜日 午後3時04分から午後5時07分まで

2 開催場所 中山農村環境改善センター

3 出席委員 (30人)

会長	15番	米澤 誠一		
農業委員	1番	前田 繁昌	8番	矢田 考志
	2番	石原 文義	9番	遠藤 幸子
	3番	高虫 秀樹	10番	高見 利洋
	4番	山下 一郎	11番	岡田 龍男
	5番	尾古 礼隆	12番	奥田 国雄
	6番	藤本 康央	13番	日野 浩一
	7番	小谷 恵	14番	江原 宏昭
推進委員	1番	中川 勝彦	9番	入江 英之
	2番	渡邊 博文	10番	佐伯 守
	3番	高口 正秀	11番	谷上 真実
	4番	徳永 裕二	12番	青木 美伸
	5番	岸本 耕二	13番	野口 稔
	6番	鳥橋 千廣	14番	川上 英章
	7番	荒松 将志	15番	小原 進
	8番	金本 常由		

4 議事録署名委員の決定 (9番 遠藤 幸子、10番 高見 利洋)

5 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について

6 報告事項

- (1) 電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用報告書について
- (2) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について
- (3) 賃貸借の解約について
- (4) その他

7 その他

- (1) 定例会の日程について
- (2) 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について
- (3) 大山町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

- (4) 大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて
- (5) その他

8 農業委員会事務局職員

局長	諸遊剛史
主幹	齋木貴敬
主事	道祖貴文
事務補助員	山根江利子

9 農林水産課職員

課長補佐	小倉祥司
------	------

10 会議の概要

事務局

それでは始めさせていただきたいと思います。議長のご挨拶をお願いしたいと思います。

議長

今日はどうもご苦労さんでございます。いろいろとコロナもなかなか落ち着かんな、ということですが、流れとしてのいろいろな部分がございます。

中でもですね、説明がございましたが、地域協力隊のほうでですね、千葉県から来て、北海道の方ですけども、12月の初めからスタート、今週からスタートしまして、5人のマイスターさんのところに移動しながら、一回りしてから就農先を本人が選んでいくというような流れになってまいります。この人ですね、農業部門で旦那さんはするわけですけども、今後一緒になるという条件ですね、観光のほうで地域協力隊という形でですね、彼女も一緒にこれもパスしたということで、夫婦で大山町に永住するというような条件でということで、今は○○の若者住宅に住まいはしてですね、3年間研修をしてですね、行く行くは転入するというようなことになっておりまして、どこに行って梨を作るかまた別として、今のところは研修中ということで、12月が3名の方、1月は2名の方のところに行って研修をするということによって、今度は研修先を決定するということになります。それは良いことだなということで、若者が集まつてもらうとありがたいなと。

それから、この前も十分協議したわけですけども、いろいろと文章を作っている間にですね、これを入れたらしいな、これも入れたらいいなということで、早急にしなさいよっちゅうわけでないんです。これから、逐次この紙をですね、皆さんにお届けできるような形ですので、そういう畠畔などのいろんな問題点がありますので、それを含めて十分協議したわけですから、それについて審議をして、啓蒙していったほうがいいんじゃないかと。未だに、ある程度の人は「農業委員は何しとるだかいな」という人もまだあります。

この前もですね、困りごと相談の中にありましたけども、田んぼをですね、米を作るのにですね、「草だらけでコンバイン入れてごしならんだいや」というようなことで、非常に米に関して、「12月になってからコンバインしてござんか」って言ったら、どこもみんな終ってしまって、真ん中のちょびっとしか刈れない状態で、ほぼあとはもう草藪で「機械がめげるけ、こらえてごせ」というような相談があり、実際的に米は乾燥小屋に入ってくれないということで、自分で干したというような、そういう困りごとがございましてですね、「農業委員会でちょっとこれ審議するところでないでしようけ、普及所のほうでちょっと勉強して、米を作る根本的な問題をですね、投げっ放しにしといて人が悪いみたいな話はちょっとこらえてくださいよ」というような話もちょっとしましたけども、いろいろとそればっかりでなくして、そういうことでも来ていただけということが良いことじゃないかな、ということで、それが進んで行ってですね、他の畑も荒れとるんで、それを今度は貸し借りの話まで進んでいってで

すね、放棄地のものがきちんと整理してですね、畑に利用されるというようなことにもなりますので、ある面では、どれが良いとか悪いとかでなしに、やはり来ていただいて話を進めていくというのが一番良かったかなということで、いろんな人がおられますんで、その中でもやっぱり来ていただいてですね、その次は、若い人が、「お父さん、何も要らんけ片付けといてごせいや」って、そういうことを言われて困りますけっていう、「片付けといてごせ」っていう言葉がちょっと気になって、要するに若い人は「あとは要りませんよ」という言い方みたいなことをしとるんで、なかなかねっていう話をしたわけですけども、これからはそういう話をね、放棄地でなくしてですね、権利放棄みたいな問題もですね、出てくるんじゃないかと。

西部の会長会の中でもですね、そういう話が出てまいります。やはりこれからはですね、完全に構わないし、「子供は要らんけ、何とか始末しといてごせ」と。でも、その始末という言葉じゃなくして、どういう地域での残し方が大事なのかなっていうようなことを十分に話していかないけん時代に入ったのかということでございますので、また地域地域でですね、農業委員、推進委員の中でですね、やっぱりその中に携わっていきながらですね、一つ対応していくというような形をお願いしたいなと思っております。

そういうことで、天候が良いんですけども何か来週から一遍に寒くなるよって言い方しとりましたけども、どこまでなのかよう分かりませんけども、非常に何か野菜がたくさん早く出来ちゃって、非常に苦しんどるというようなことがテレビでも放送されておりますが、天候に非常に左右されておるというのが現状ですが、皆がその中の地域間の中での対応をいかにして進めていくかを、やっていきたいなと思っていますので、協力のほどよろしくお願ひいたします。

簡単ですが、挨拶に代えさせていただきます。

議長

それでは、今日は欠席がございません。全員参加でございます。この会が成立することを宣言いたします。

議事録署名委員の方は、9番委員さん、10番委員さん、よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、会務報告のほうを、事務局ご説明をお願いいたします。

事務局

はい、失礼します。今日の議案の裏のほうですけども、会務報告をさせていただきます。

【会務報告】

- (11月10日) ・定例農業委員会について。
- (11月16日) ・名和地区農業相談日について。相談件数2件あり。
- (11月19日) ・農業委員会特別研修会について。
- (11月25日) ・大山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

- (11月26日) • 大山町農林水産関係プラン審査会及び農業経営改善計画認定審査会について。
 • 新規就農関係事業に係る審査会について。
- (12月 7日) • 中山地区農業相談日について。相談件数1件あり。

議長 どうもありがとうございました。

農委13番委員 ちょっと質問していいですか。

議長 はい。

農委13番委員 人・農地プランっていうか、あれはどうなんですか。事前の説明会って
 いうか、月に1回いろいろとされるのは。なかつたですか。

議長 ちょっと、もう一遍。

農委13番委員 事務局のほうに。

事務局 以前からご意見いただいている、要望いただいている件だと思います。情報共有ということで、ちょっと会長さんとも相談したんですけども、今のところちょっとどういった形にするのかっていうところを、ちょっともう少し詰めないといけないかなと思いますので、するのかしないかも含めまして、またご意見等ありましたら今日でもまたいただきたいと思います。

農委13番委員 その件でね、実は11月の終わりぐらいにですね、ブロッコリーの初夏の栽培講習会の時に、〇〇地区の試験栽培ですか、あれをやっておられて、ブロッコリーを何人かがやっておられたみたいですが、それについてですが、ちょっとだけ加わって夏の暑い時期っていうか初秋にかけては、栽培が出来そうだということで、希望者の方は農業委員会を通じて申し込んでくださいと、そういう説明だったんですが、その辺のところがもししあれば、みんなでその辺をね、聞いとかないと、それで質問されたらちょっと我々も分かりませんし、どういう形でその話が進んで、その中身についてはどういうことだったのかっていうことを聞きたいなと思います。

議長 ちょっと事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 今のご質問ですけれども、〇〇地区で除穢事業をしていますけども、その担い手募集についてだと思います。JAの講習会等で手挙げをということだったと思いますけども、農業委員会の事務局のほうで、これ機構と連携してやらないといけないんですけども、窓口となってどういうふうにやるっていうところをまだ全く話をしてない状態でそういうことを言われたようとして、問い合わせもあったんですけども何件か。ちょっと全く対応が出来てない状況でありますので、今後、機構とその辺を詰めて、恐らく案内をさせていただいて、手挙げをしていただいて、利用調整会、希望を出していただいてそういうことをしていかないといけないのかなというふうに考えております。それを、機構が窓口になるのか農業委員会が窓口になるのか、その辺りも今後詰めたいというふうに今考えております。

議長 農委13番さん、いいでしようかいな。

農委13番委員 申し込んでくれっていうことだったんで、中身が全然分からなかったから、あたふたしたんで。

議長 なら、そういうことで、継続していくという形になるそうでございますので、よろしくお願ひいたします。

他にございませんでしょうか。

なければ、議案のほうに入りたいと思います。

議長 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記許可申請について、農地法第3条第1項の規定により議決を求めます。

37番、〇〇、畠1筆、譲渡人、□□さん、譲受人、◇◇さん。贈与となっております。38番、〇〇、ページをめくっていただいて、田んぼ、6筆、畠、登記上は原野なんですが、現況畠2筆、譲渡人、〇〇県〇〇市、□□さん、譲受人、◇◇さん。全体で※万円の売買となっております。39番、〇〇、畠2筆、譲渡人、□□さん、譲受人、◇◇さん。それぞれ1反※万円の売買となっております。

事務局からの説明は以上です。

議長 それでは、現地確認の推委1番委員さん、37番39番についてお願ひいたします。

推委1番委員 1番です。現地確認しましたので、報告させていただきます。

まず37番、〇〇の畠、 661 m^2 ですけども、現在作付けはしてありませんでした。ですけども、草刈り等、管理はしっかりしてあって、いつでも耕作できるような状態でした。続いて39番、〇〇の畠2筆です。ここは畠2筆ですが、畠が4枚になってまして、そのうち1枚はブロッコリーが既に植わっていました。あの3枚は、もう畠が鋤いてあって、いつでも植え付けができるような状態できれいに管理されてました。現在、この売買の◇◇さんっていう方が現在借りてまして、更新を機会に今回売買するということになっているようです。以上です。

議長 それでは38番について、農委6番さん、よろしくお願ひします。

農委6番委員 はい。6番です。現地確認の報告をさせていただきます。

まず〇〇△△△-△△、こちらのほうが原野ということですが現況畠ということで、今年開墾されて、耕作できる状況にされたということで確認いたしましたが、既に耕耘してすぐ作付けができるんじゃないかなという状況かと思われます。同じく下の△△△-△△、こちらの原野ですが、現況は畠ということで、こちらのほうもトラクターを入れればすぐに作付けのほうが可能かなというような状況で見受けております。続きまして、〇〇△△△△、下の△△△△、△△△△-△、△△△△-△、次のページをめくりまして、△△△△、△△△△、△△△△、いずれも田ですが、こちらのほうも畔草等きれいに管理され、田のほうも、

自作にいつでも入れるような状況に、きれいに管理されておりました。以上です。

議長 現地確認の方からご説明ございましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

ご質問がないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、承認いたしました。

議長 議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により受理したので議決を求めます。(詳細; 詳細は議案に明記)

詳細につきましては、議案のとおりです。事務局からの説明は、以上になります。

議長 今、事務局からご説明ございましたが、1047番、1089番、1117番を除いて、何かご質問ありませんでしょうか。

農委13番委員 はい。

議長 はい、農委13番さん。

農委13番委員 はい。ちょっとお尋ねしますけども、1045番、3ページの1045番と4ページの1050番、まず最初の1045番ですけど、10a当たりが※万円ということで、今までの中では1番高いんじゃないかと思いますが、受ける方の、この■■さんっていう方は、確かに今年から新規で就農される方だと思いますし、設定される人が研修先の何でいうんですか、親方っていうですか、だと思うんですけど。何か、その辺の関係があって高いのかなんか知りませんけど、ちょっと気になったもんで。特になければ別にどうってことないかもわかりませんけど、分かっていればちょっと教えていただければ、以後参考にしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長 事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。農委13番委員さんが言われるように、■■さんは2月1日から就農をされます。借りる農地については、研修先の◆◆さんのところから借りられるということで、借賃についてはお互いのお話し合いで、この金額に設定されたということです。特に、はい。理由はお互いの話し合いということです。

議長 農委13番さん、よろしいでしょうか。

農委13番委員 はい、分かりました。

議長 他にご質問ございませんでしょうか。ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいいたします。

(全員挙手)

どうもありがとうございました。全員賛成で承認いたしました。

それでは1047番、推委7番委員さん、ちょっと部屋から（議事参与の制限のため）退室してください。

（推委7番委員、退室）

1047番について、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいいたします。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、承認いたしました。

（推委7番委員、入室）

1089番の推委3番委員さん、（議事参与の制限のため、外へ）お願いいいたします。

（推委3番委員、退室）

これについて、何かご質問ございませんでしょうか。

ないようですので、賛成の方は挙手をもってお願いいいたします。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、承認いたしました。

（推委3番委員、入室）

1117番、農委2番さん。部屋からちょっと（議事参与の制限のため）出ていただきますようお願いいいたします。

（農委2番委員、退室）

この案件について、何かご質問がございませんでしょうか。

ないようでございますので、賛成の方は挙手をもってお願いいいたします。

（全員挙手）

全員賛成でございますので、承認いたしました。

（農委2番委員、入室）

議長 議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について、事務局、ご説明をお願いいたします。

事務局 はい。議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画案について。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により照会があったので意見を求めます。（詳細；詳細は議案に明記）

詳細につきましては、議案のとおりです。事務局からの説明は以上とさせていただきます。

議長 議案第3号について、何かご質問ありませんでしょうか。

（農委4番委員、挙手）

はい、農委4番委員さん。

農委4番委員 4番です。45ページの●●さんの案件ですけども、全体は見ていませんが、真ん中より下のところの○○○○○△△△△△一△から46ページまでありますけども、この案件については、先ほど議決になりました23ページに機構に●●さんから貸し付けるという地番と全く同じです。●●さんから機構に貸せますというものについては、先ほど承認になったわけですけども、そのあと集積計画で機構から●●さんに、来年2月から同じ筆をまた機構から●●さんに貸し付けをするということで、今議案に出ておりますけども、これって自分の土地を機構に出して、そのあとすぐまた機構から借りるということが議案として出ているわけですけども、これって本来審議すべき案件になるのかどうなのか。また選定理由は、周辺農地を耕作しているということで書いてありますけども、一遍全部機構に貸してしまったので、周辺農地は耕作しておられないんですよね。貸してしまうんですから。この集積計画の来年2月1日から周辺農地を耕作しているから、ここを自分の土地を、機構から借りるという議案になってしまいますけども、そもそもが、どんな理由があるのかは詳細は分かりませんけども、こういった手続き自体が農業委員会などに意見を求めるということ自体がナンセンスで、自分の土地を機構に出して、すぐまた自分が借りるという手続きになるようですけども、そもそも論として、こういったものが計画に上がること自体がおかしいではないかと思いますし、皆さんのご意見を伺えたらと思います。

議長 ちょっと事務局のほうから、詳細についてちょっと説明をお願いします。

事務局 はい。この度、この○○の何件か、利用権、配分計画が出てきますけれども、地域でまとまった農地を機構に貸し付けることによって利用できる事業があります。そのために、地域としてまとまった農地を機構に貸し付け、その農地を地域として話し合いの上で、誰が作っていくかっていう計画のもと、最終的には自分の自作地が戻ってきたという形で、自作の形になっています。

議長 そういう事務局の説明でしたが、農委4番さん、何かありますかね。

農委4番委員 要は、集積するために一遍機構に貸し出しました。それを地域で話し合いでされて、担い手ごとに、ここの一帯は誰々さん、ここの一帯は誰々さんということで集積をするために一遍は機構に出さないけん、ということのようですが。でも、その話し合いには当事者も加わって、地域で話し合いをした結果がこの計画になったということになれば、必ず自分の自作地の部分のほとんどが自分のところでまた機構から自分のやつを借りて作るという計画になってるわけで、●●さんの上のぶんは、▲▲さんから借りてるので、これは半分から上は良いと思いますけども、自分のところの部分まで農業委員会が、本来、自作地を機構に出して貸せるっていうことまで了解はしたけども、すぐ次の議案で、それをまた自分が借りますという議案として出てくること自体がおかしな話ではないでしょうかということ。制度上そういったことをせないけんということであるんであれば、そこはおかしな話であって、集積する計画は計画で良いんでしょうけども、本来、何も分からんかったら普通おかしいですよね。

自分の土地を農委12番さんに貸せました。計画がついたら、農委12番さんからまた借りてするわけで、機構が自作地を自分に戻すのに、機構が本来そこに絡むこと自体もおかしな話で、同じ人が貸して、それをまた借りる格好にして耕作をするということを、農業委員会は良いか悪いか、意見を言うんでしょうか。そこが一般的に考えると合点がいかない、どう考えても。と、思うんですけども。

議長 ●●さんばかりでなくして、何人かがってこともありますな。その辺のことを、もうちょっと内容的にもちょっと詳しく。

事務局 はい、失礼します。おっしゃることはよく分かります。先ほど担当のほうから申し上げましたけども、地域集積協力金という事業があります。国の事業として、県を通じてお金が入ってくるわけですけども、面積に応じて。まず、その事業自体は所有者から地域の話し合いによって機構に貸し付けた場合、集積した場合、お金が出るという事業でございます。そのあの話ですけども、その事業自体は、その後は、結果的に1割以上が、その人以外、新しい方、担い手に集積されないといけないという要件はあります。一応その要件をクリアはしているんですけども、制度上、たまたま所有者に話し合いによって配分されるということになっております。それを農業委員会で議案として上げておりますので、同時に、おっしゃることは分かるんですけども、制度上は一応問題ないということで、事務局としては考えております。

議長 ちょっと事務局とも、この会が始まる前にも話したんですけども、この件について、機構とも県とも話をさせてですね、確認をとったというようなことを事務局のほうが言つとりましたので、違法ではないというようなことで聞いておりますので。その辺についても、もうちょっと掘り下げて喋れるのかどうなかつてことも、事務局。

推委14番委員 要するに、金が入るってことだら。

(農委4番委員、挙手)

議長 ちょっと待ってください。手挙げとなる、農委4番さん。

農委4番委員 4番です。

議長 農委4番さん、お願いします。

農委4番委員 ですから、集積計画云々とか何とかは良いんですよね。制度にも抵触しない云々は良いんですね、抵触っていうか。ただ、ただ、このこと自体を一般的に考えて、自分の土地を出してすぐまた借り入れという手続きだけがすることを、こういった場で良いか悪いか議論をすべき案件なんですか、農業委員会で。そもそも論として。そがな人を小馬鹿にしたようなもの、何でそんなことを小細工されるんですかっていうふうにしか見えないし、それを良いか悪いか聞かれたら、自分が作つとったものも、名前だけ貸して借りたにして、また作るわけですから、農業委員会が良い悪いっていう議論すべき案件ではないですか、そもそもが。ただ、集積云々ということで協力金等も出るので、対象農地にするんであれば、ここに別段挙げなくても、国はそれはその面積も

協力金対象にしますよって言えばそれで済むことであって、わざわざこういった事務手続きまでせないけんっていう制度であれば、それ自体おかしなことだと思いますし、この委員の皆さんも、いや、それを貸すのは良いけどもまたすぐ借り直すということが議案に出てくる。これを一般的に考えて良しとするのかしないのかであって。集積協力金が出る方法、別に国はその手続きがなくても出せば良いんでしょう、出すんであれば。でもこれを議論するんですか、こういった案件を。

議長 事務局、その辺についてお願ひいたします。

ちょっと待ってください。事務局が統一した意見を出しますので。

議長 はい、農委1番委員さん。

農委1番委員 はい。1番です。あまりよく分からんんですけども、理屈から言うと、これは正解じゃないかと思いますけれども。集積をするという國の方針で1回集積するために担い手に預けるわけですよ。担い手に集積するという目的で集めるわけだから、当然、利用貸借は変わっていく。たまたま●●さんが借りるというだけの話だけども、でもそのために補助金が動くっていうのは、我々が払った税金がそこへ何か無意味に動くというほうが、わしは腹が立つけど。実際からすれば、集積をして動いた土地だけをね、補助金として払ええんじゃないかなと思うけど、それは国の施策だけ何て言われんけど、ただ国の施策っていったってね、我々の税金なんだけん。官僚はどうよかれと思ったかわからんけども、理屈としては、これは正しいんじゃないかなと思うんですよ、1回移動して戻すってのは。たまたま、なら別の人人が農委15番さんが借りたら、ただ農委15番さんになっただけの話しであって名前が、たまたま●●さんが出したやつを●●さんが借りたと。だから集積するという第1的には、必要条件だわね、当然。

議長 農委1番委員さんの説明がありますけども、事務局としての、もう少しきちっとした話はできませんでしょうか。

事務局 はい。確かにこれ、私も最初に聞いたときにすごい違和感を感じました。で、県のほうにも、県を通じて国にも確認をしました。その補助金についてですけども、当然会計検査の対象になりますので、国の補助金ですので。その中で、あくまでも機構に集約する、貸し付ける、ということに対してお金が出ると。たまたま所有者に配分されたということで、その補助事業の制度としては問題ないというような回答がありました。確かに、違和感は残るんですけども、これ相手がいないと機構も実態としては受けない。ですので、ちょっと本来でしたら機構に1回預けて、そこから話し合いによって配分していくというような形です。それが1回、こういう形で議案として出ています。制度としては問題ないと事務局としては考えております。

議長 国のほうまで、会計検査もあるということになるわけですね、その中の対応の仕方ということで、中間管理機構にそういうことで集約しとるということですので、違法なことをして小細工をしてやったわけじゃないという事務局

の見解でございますが、これについて、何かご意見がございましたら。

(推委7番委員、挙手)

はい、推委7番委員さん。

推委7番委員 7番です。制度的には問題ないということで、それで、ここで話し合うっていうのは良いと思うんです。これを今ここで、議事録も出るんでしょうけど、これオッケーって出してしまった場合、制度がオッケーならば他の地域でも、自分の土地、みんなが作っとるところ集団化して、貸し付けて借りて補助金出るのっていう話ですよね。それって大丈夫ですか。例えば自分が〇〇〇で作っています。〇〇〇で作付けしとる人を全員集めて集積しましょうっていつて、また同じ人にまた貸し付けるっていうことができるってことですよね。それを議事に載せて、気付くか気付かんかわからんですけど、その補助制度を使ってみようってなったときに、それがまかり通るんだって、ちょっと今、そういうやり方としては間違ってないっていうことですけど。制度が正しいんだったら、そういう使い方もできるってことですよね。自分の持っている農地に対して補助をもらうってことですから。だから制度として、県と国が良いって言つとるけども、普通に今話聞いているとそういうことをやっても良いよって普通言つとるように感じるんですけど。そういう認識で良いんですか。

議長 はい、事務局。

事務局 おっしゃるとおりで、対象になります。と、いう制度でございます。あくまでも、人・農地プランの取り組み、地域での話し合い、機構に集約するということで対象。

推委7番委員 だから、もちろん人・農地プランの補助っていうのはよく知っているんですけど、それをやっても良いよって言つとるってことですね、要は。

事務局 制度上、そういう制度という立て付けがあります。あとは予算が。

農委1番委員 7haだったけど10ha近い集積をしたってことでしょ、実際に。自分が持つとる7haと集積したら10haを1人でまとめて作るという事業をしたわけだけん、これで。何の問題もないじゃない。7haが7haだったら問題があるだろうけど。何ら集積しても意味がないだろうけども、7haを10haに集積したんだけ意味があるんじゃないの、目的としては。

農委3番委員 すみません。

議長 はい、農委3番委員さん。

農委3番委員 すみません。3番です。

今回のこの面積、制度的には多分間違いないと思って見ます。ただ、これだけの面積を〇〇地区ですのであれば、本当に、機構のほうにはっきり言わしたほうが良かったんじゃないかとは思うんですけども、本当にブロック的に、生産者、全部分けるぐらいのところまで突っ込ますぐらいのことをしたほうが良かったんじゃないかなと思います。機構のほうの資料で見させてもらったら、▲▲さん、▼▼さん、枝番で本当に1番2番の、そんな隣り合わせ。それだったらもう入替えしても、そこを推進してでも作ったほうが、どう見ても生産

者さんのはうが有利になるんじやないかと。自分の土地を自分のものに返すというぐらいだったら、そこまで突っ込ますぐらいのことを機構に言わしたほうが、きれいに、ただの詐欺のような、言い方がごめんなさい悪いんですけども、ただ補助金を受けるためだけにやっているんじやないかって、本当に思われるような、このような形であれば、それを加担したというのが農業委員会という形になると思うんで、ちょっとおかしいんじやないかと私は思います。

議長

まあ、いろんなご意見がございますが、取りあえずこの件については、取りあえず制度に従ってですね、やっていったということで、今後について、もう一遍議論をしながらやっていくということで、これについて、集積しても県まで国までオッケーが出たものについて、ちょっと難しいのかなあと思うところも。これを戻すという形になると、ちょっと。

(農委4番委員、挙手)

はい、農委4番委員さん。

農委4番委員

国や県は、国が作った制度には適合している事案だということであって、この案件が国にまだ申請も出してない。通ったものではまずないはずです。通つてないですもん。ここでオッケーになって公告されてなり、県の機構のほうに行って公告されて初めて成立する契約ですので、そこはまだ通つてない。ただ、会検どうこうありましたけども、国が作った制度上は、こういったやり方でも良いって国は言っていましたというだけであって、ただ、うちの農業委員会として、この計画を作るに当たっては地元の中で話し合って、誰の土地をどこに持つていってどうのこうのっていう、そういったまず地元で案を作ったものを機構と一緒にになって作ったかもしれませんし、それがここに出てきてるわけですから、はなから自分の土地を一部分は自分が作るというものが、今出てきてるわけですが。そういったものまで、この委員会で良いか悪いかの意見を言うような案件ではないですか、ということで。制度上、他の方法で自作地でも金を出すことは、これは国は出せば良いわけであって、それは何ら言いませんけども。この委員会で、これが良いか悪いかって言われたら、一般的に自分の土地を貸してすぐまた自分が借りて作りますという事務手続きを、ここで良いか悪いか議論するに値しないと思うんですけども。お金はもらひなれば良いんですよ、制度上もらえる制度であれば。ただ、ここで議論せないけんのかどうなのか、この案件だけを見て。そこが、腑に落ちないだけであって、集積金が出るんであれば、もらひなれば良いんでしようけども、さつきは貸せます、それをまた借りますっていう、同じ案件で出てきてるのに、それを良いか悪いかなんて言って、何で農業委員会が判断せないけんですか。良いも悪いも何も自分のものを自分で作るんですから。そこに十分これだけの経費や事務費用をかけてね、そういったことまでさせるようなこと自体がおかしいなと思いますし、委員会としてこれを議論するに値するかどうか。

(農委1番委員、挙手)

議長

はい、農委1番委員さん。

農委1番委員 今、言いなった●●さんは集積が増えとるけども、この10番の▲▼さんは、そのまんま貸してそのまんま借りる、ただそれだけだよ。集積しとるわけでもなんでもないじやないの、これ。●●さんは集積してある雰囲気はあるけど。この▲▼さんの分は丸つきし一緒でね、57ha。同じで5町7反を自分が貸して5町7反を自分で借りとるだけで、同じ地番で。これは集積したっていうことに言えるのかどうかっていうのがあるわね。

議長 ちょっと事務局、きちんと説明をお願いします。

事務局 はい。そうですね。まずこの補助事業自体が、先ほど言いましたように機構に集積した場合、貸し付けた場合に補助金が出ると。その先のことですけども、貸し付けた後に誰に配分されるかっていうところがこの配分計画になります。それがほぼ同じ方にいっているということで、きちんと話し合いなり集約なりされているのかっていう疑義があるっていうことだと思います。その辺、他の委員さんのご意見をいただきたいんですけども、そういうことで認めないとということであれば、そのようにお伝えをして、話し合いをもう一度してもらうことになろうかなというふうに思います。

議長 簡単に言うと、もう一度きちんと、その関係者の方が寄って、本当にこれがきちんとこれを配分してきちんとした整理がなされておるということが、誰が見ても問題ないよっていうような形のものに集積計画を立てていただくということ自体がなしに、初めから、ここで審議せんでもええということですか、農委4番さんは。

農委4番委員 私としては、集積計画云々は全然関係なくて良いんです。同じ人が貸してまた借りるという議案が出てくること自体がおかしいですか、って言っているだけであって。集積計画の方法論としてどうこうされるとかそういうことは良いんですけども、この議案として「賛成。賛成。」って議論に値するものではないんでないですかっていうことが言いたい。集積計画云々は、それは別問題であって、私からしてみれば。それがあろうがなかろうが、集積計画があったからどうのこうのではなくて、こういった議案がポンと個人で出てきたら認めますか。これだけ見て。私がAさんに貸しました、またAさんから借りますっていう議案がポンと出てきたのと同じわけで。それを皆さん、議論されますか。良いか悪いか意見を聞きますか。わざわざそんなことせんでも良いじゃないのっていうだけで、そこの入口だけの話。それはなぜしたかっていいたら集積計画の話が出てきたんだけども、ちょっと制度がおかしいのかもしれないし、別の方法があるかもしれないけども、農業委員会としてこれを議論するに値しないものという認識。

議長 たまたま、個人にまた戻ってきとるっていうことであって、集積計画はこれまでずっと審議して多数決でやってきたわけですから、集積計画はやっぱり立てて審査はせないけん、ということなんですから。ただ、段取りの仕方が、こういう形で大きな面積が出てきたと。推委7番委員さんが言われたように、「自分がやっても良いのか」と言わされたら「ちょっと待てよ」ということも有

り得るのかなということで、段々と妙なことになってくるから。

農委1番委員 なんば出るだいな。

事務局 10a、※万※千円です。

農委1番委員 ※万※千円。20haで※百万円。

(推委10番委員、挙手)

議長 はい、推委10番委員さん。

推委10番委員 10番です。今、議論されているのは2点ほどあるように思います。

1点は、農委4番委員が言われる、ここに挙がる案件なのかと。それからもう1点は集積協力金について議論されているように思います。

ちょっと事務局のほうからですね、この場で集積協力金についてのですね、概要をお話ししてもらわんと、ここにいる人たちが、ちょっと何の話かいなと。基本的な話をですね、していただけたらなと思うんですけども。

議長 今、推委10番さんから質問ございましたが、事務局の説明をお願いします。

事務局 はい。概要なんですけれども、地域でまとまった農地を10年以上機構に貸し付ける、その貸し付けた農地を皆さんのは話し合いのもとに、誰が作っていくかということを決めて配分をしていく。要するに、担い手さんでまとまった農地、耕作しやすいものとなっていくように。あと、自分で耕作が難しいところは担い手へ繋げていくという事業になります。

やっぱり一度に集積する面積も多いほうが、貰える交付金の単価も上がりまし、一度に多く貸し付けることによって、農地の動きももちろんそれで大きな流れとなりますので、その中で農家さんごとのまとまった農地もできる。ちょっと説明が悪いかもしれませんけど、まずそもそも農地をある程度やっぱりまとまった農地を貸し付けがないと、この事業のスタートラインに立つことが出来ません。ですので、ただ、他の農家さんに貸す農地だけを機構に貸し付けて配分するっていうところだと、まずスタートラインに立てない地域もありますし、そういうところから、今回のケースで言えば、集積された農地がほとんど、約8割以上は、結局自作、元の農家さんが作るっていう計画になっていますけれども、多く貸し出さないといけない。まずそこがないとスタートラインに立てない。活用率、交付単価が上がるために多くの農地を貸し出さないといけないっていうところがあつて、そういうのもありますて今回のこの自作地8割っていうところが、8割越え9割近くっていうところが目立った数字となっています。

議長 局長さん。あんたがもう一遍ちょっと、爽やかに説明してさせや。前のほうはきよとんとしとつていけんけ、その辺をスパンスパンってちょっと整理して喋つて。

事務局 すみません。ちょっと手元にチラシもちょっと用意していませんので、ちょっと分かり易くっていうのが、分かり難いかもしれませんけども。

要は、その地域で、例えば10haあります農地が。そのうちの何割かを、下限がありまして何割かを機構に貸し付けるということがまず条件です。それ

によって何割かによっても、単価が違ってくると。機構に貸し付けたことによって、そういった協力金が出ると。その使い道は集落にお金が下りるんですけど、何に使っても良いというような事業となっております。簡単に言えばそういう事業でございます。

議長 個人にはいかない。

事務局 個人配分もできます。自由に使えます。

議長 個人配布もできるし、地域での全体での活用することも出来るという制度なんですか。

推委7番委員 集積すると3割か何割っていう集積率があって、人・農地プランをまず組まないといけない、地域で。組んだ中の農地の何割かを集積しましたっていう実績を作らないといけない。それに対して※万※千円付くとか、5割以上になると高くなる。人・農地プランをまず作ることが前段で、集積して、その集積率が確かに3割だったと思うんです、最低ラインが3割から4割かな。それから、お金が出るっていう制度です、要は。機構に10年間白紙委任を出すことが第1条件。それを人・農地プランで指定した扱い手に貸し付ける。それによってお金が出る。そのお金は自由に使える。個人配分しても良いですっていう話で良いですよね。

だから、農委1番委員さんも言われているとおり、制度上問題がないならそれで良いとは思うんです。だから今言われた2点の違いって、制度の利用の仕方は別として農業委員会で話し合うかどうかっていうのは農委4番委員さんの話ですね。元々自作地なんだから、当たり前にやんつていうことだけだと思うんですけど。制度がもう県も国もオッケーって言っているんであれば、ここで、そこは文句は言いようがないのかなって、今話を聞くと。

農委2番委員 ちょっと、いいですか。

議長 はい、農委2番委員さん。

農委2番委員 2番です。先ほどからずっと聞いとったら、この問題に関してもう30分以上時間を費やしているんですけど。目的としては、荒廃地を作らないようにという、私は認識しています。とにかく荒廃地を。そのために集約にあれを立ち上げて、機構からの指導もありましたけども、そういった目的で荒廃地を少なくする中で、10年か15年、機構にその土地を預けて、途中で畜産なり誰かが廃業となった場合には、その機構が集落の人に貸すのか、はたまた外部の人に、ブロッコリーとか野菜とかの作り手に貸すのか、それは分かりませんけども、それは機構の考え方であって、そういうような制度って私は理解しますけども。目的は、私は荒廃地を少なくするための一つの事業だと。名前は違うんですけども、そういったふうに認識してますけどね。この議案が、ここに載ること自体が、さっきも言われたように、別に載せる必要もなかったんじゃないかなって気もしております。まあ、載せても別に構わないんですけども、それを議論するせんは。別に深く考える必要はないんじゃないんですか、と私は思いますけどね。

議長 集積の問題についてはここで審議しとるわけですから、載せる、載せるなつてことではなくして、載せないけんわけですから。載せて審査をして、これまでずっときたわけですから。たまたまこういうパターンになつとつたということであって、これまで何だ問題なかつたわけで、集積問題について。ですので、ここに載せでもええっていう問題じやないと。やはり集積をきちんとした形で、放棄地をなくしていくんだという根本的な考え方は良いんですけども、載せんでも良いとかっていう話ではないんじやないかなと思ひますけども。

これまでそれですと審議してきたわけですから。その配分の仕方について、やはり近いところだったら、こっちの人がまとめていくと。どげでも自分のところでなくしてですね。近いところで続きの畑を集積していくというのが根本的な、それによって放棄地をなくしていくと。今度の集積地をもつて、次の人が新しいところを借りると。だったら、まとまつとて良いんかなということの根本的な問題じやないかなと思うんで、やはりその辺はやっぱり集積は集積をしてここに上げてもらってですね、やっぱり審議することによって確認をするというのは大事なことじやないかなと。だったら、これまでのやつも全部、集積をいちいち出さんで良いのかっていうことではないということですが。

農委1番委員 土地が動けば確認するのが我々の業務だけん。仕方がないじやなしに、せないけんことだけ。反対なら反対すれば良いわけだけ。

議長 そういうことなんで、やはり、どういう形であろうと・・・

(農委4番委員、挙手)

農委4番さん。

農委4番委員 今、事務局なり農委2番さんの話を聞いて、ずっと思い出しそよって、良く考えれば、手続き上、何とか機構に全て白紙委任という言葉が出ましたけども、そういった中で、将来的に今は本人さんに配分みたいな格好が多いけども、将来には、本人さんが駄目になったら次の人でも機構が責任持って配分しながら、機構が借りた10年間はきちんと放棄地が出ないようにとか何とか、そのために出るお金は自由に使っても良いと言いながら、その地域でそういったものを作さないために使っていくような制度ということですので、私が頑なに言いましたけども、取りようによつては、これはあくまで2月1日からこうしますよ、最初の分は12月から貸せますよ、なので、そのタイムラグがありますし、拘らんでも良かったのかなあという気がしてきました。申し訳ありません。

(農委1番委員、挙手)

議長 はい、農委1番委員さん。

農委1番委員 法律的に決まったことはね、我々は法律を審議する機関じやないんで、立法権もないし、当然出てきたものを、土地が動けばそれに対する審議をする、是か非か決める。それが我々の職務なんで。そのいろんな今の国の政策によつて、ちょっと気分も悪いけど、何か税金丸々取られるようで。集落に配布することであれば何かちょっと納得するかなということはありますんで、先ほど言わされたように10年という長いスパンなんで、借りた方が亡くなる可能

性もありますよね。だけ、それは責任持って機構がやるという前提なわけですよね。またそのときに、変わればまた変わる申請が出てくるんでしょ。◎◎さんに預けとったけど◎◎さんが死んだら他の人に。また探さないけんってことで、担い手が責任を持つってことですよね。

事務局 10年の契約の間は。

農委1番委員 10年の間は荒廃しないっていうことですよね、要は。

事務局 交付金が返還になってしまいますので。

農委1番委員 ですよね。それで、たまたま同じ人だという話でね、分配されるのが。という論理で、ただ土地が動くけん審議するという話で良いんじゃないかなと思いますけど。念を押すようで悪いんですけど。突つ込めばね、これまでたくさんあるわけですよね。農業者年金をもらうために、親子間の贈与なんていうのは分かっちょって贈与で、名前が変わるだけで本当はお父さんもおじいちゃんも息子さんも一緒に作るのにね、利用権設定変えるなんてこと自体が元々が変な話でね。分かった話ですよ。それをもらうために、利用権設定を変えるということをね、知った上で審議して許可するわけですが。そんなこといっぱいありますから、親子のやつもありますよね、いっぱいこと。たまたま今同じ同姓同名で出て来るとけ論議になっとるけど、実際には親の名前を子供に変えて、そのまま機構から預かってるっちゅう人もありますよね。そんなんいっぱいことあるだけ、しょうがないじゃないですかね、紙で出てきたら。法律上にのっとって審議して良いか悪いかって決めるだけですから。だけ、出たものに対しては決めないけんでないですか。

議長 いろんな意見が出て、時間が掛かった、掛からんの問題でなくして、やっぱり審議して決めるることは、やっぱり審議をしておくと。今後、こういう問題についても対応していくということについて、放棄地なり、そのあれを10年間のスタンスの中でということで、農委2番さんのほうから意見が根本的にはそこにあるんだというような当事者としての意見ですので、とりあえずうちちらちは、ここに出たものについては審議はしないと駄目なんだよということは、大事なことなのかなと思いますけど。

その他、ご意見ございませんでしょうか。ないようでしたら・・・

事務局 推委9番委員さんが。

議長 はい。なら、推委9番さん。

推委9番委員 すみません。時間ばっかり取りますけども、これをきちんと分かるように、事務局のほうにも時間を差し上げて、9年10か月ということになっていますので、2月1日からですので、来月でももう1回、ここの3番の●●さんの自分の土地の分は、別扱いできちんと分かるように何か資料か何か用意してもらって、誰もが納得できるような説明をしてもらえたたらありがたいですけども。いかがでしょうか。

議長 あのね、●●さんだけじゃないんですよ。丸々の人もありますので、●●さんの名前だけの問題じゃないんです。その他、丸々の人もおりますので。この

理解を不十分だと言われてもう一遍審議してごせと言われるのか、それとも今回は受け付けないよと皆さんがあつちやうのかっていう話なんですよ。だけ、●●さんの話だけじゃないんですよ。その他の人も殆どなんで。別個の問題じゃないんです。分かりましたかいな、推委9番さん。

推委9番委員 すみません。分からんまんまでも良いですけど、皆さん納得できればそれで良いですけども。

議長 ご意見がないということだったら、聞くべきことは聞いたということで、決をとりたいと思うんですが。

一応、これからもこういうことで出てきて、またそれなりの対応をしていかないかんわけです。こういうことで、あくまでも農地を守るというのが根本的にあるんだということが、農委2番さんによって伝わってきたわけですから、その他もございましたけどいろいろと、どうかなということで一応は決を探りたいと思います。

この件について賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成でございますので、この件については承認いたしました。

動議があったものについての承認という形でございますし、その他含めて承認をしていただいたということでご理解していただいて結構でしょうか。

事務局 議事参与の制限が。

議長 そうかそうか。申し訳ございません。

担当の方がございますので、7番の方、一つ、農委8番さん、ちょっと（議事参与の制限のため）部屋から退室しておいでください。

(農委8番委員、退室)

含めて農委2番さん、あんたも（議事参与の制限のため）一緒に出てもらつたほうが、団体に入っておられますので。

(農委2番委員、退室)

農委8番さんと農委2番さんの、これについても問題なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

はい、賛成多数ですので承認いたしました。どうもありがとうございました。

(農委2番委員、農委8番委員、入室)

今後とも、いろんな形で出てくると思いますので、その都度、きちんとしたスタンスでの対応の仕方を十分検討していきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長 では、報告事項のほうに入りますので、報告のほうは読んでやってください。

議長 その他のほうで、事務局で何かございますので。

事務局 定例会は。
議長 その7番の。
事務局 いいですか、じゃあまとめて。
議長 はい。まとめてお願ひします。
事務局 その他の(1)ですけれども、定例会の日程について。来年の1月は1月12日、3連休明け、火曜日、午後3時から、こちらの会場でさせていただきた
いと思います。

【その他】

- ・農業者年金研修会・コンプライアンス研修会について。

議長 それでは、次まだその他でございますので、続けてお願ひします。
事務局 はい。その他(2)のところに、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、ということで、今日の資料の中に「別段の面積とは」という、A4の1枚物の資料がありますけれども、そちらをちょっとご覧になっていた
だいて、簡単に説明してしまいますが、別段の面積とはというところでつらつ
らと書いてあります。

一般的に下限面積と言われているものですけれども、農地の取得制限にかかる最低面積がこれぐらい持つてないと、農地法第3条の許可を受けられませんよ、
というようなところになります。

こちらが、御来屋20アール、田中・押平・中高30アール、それ以外の区
域については50アールということで、大山町内決められておりまして、これ
はもう長い間、同じ面積で動いているものです。で、その設定修正の必要性を
毎年検討することになっているんですけども、今年もざっと計算、計算式があ
ってそれに当てはめてするんですが、計算してみると、もう近年動きがあ
りません。で、農政、農業情勢のほうも基本的には変わりがないというところ
がありますので、設定の数値を変える必要がないのではないかと事務局のほう
では思っております。そういうことについて、部会のほうで審議していただ
くのが通例ですけれども、そういうことで、計算しても変わりはない状況と
いうところで、できますと部会のほうは、はし折らせていただきまして、1月
の農業委員会のほうで、この場で議決、考慮っていうか、考えていただいたら
というふうに思います。ですので、部会のほうは省略させてもらって、議案の
ほうで1回で決めさせてもらうという形をとらせてもらってもよろしいかとい
う相談なんですけれども、どうでしょうか。

(はい、との声多数あり)

議長 全員の方がオッケーだということでございますので、次に進んでください。
(農林水産課補佐、入室)

事務局 次の(3)ですけれども、基本構想の見直しということで農林水産課の補佐
のほうから説明をお願いします。

農林水産課補佐 失礼します。農林水産課の△△と申します。よろしくお願ひいたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構造というものがございます。

これは、農業経営基盤強化促進法が昨年改正をされ、それに伴い鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針というものが、今年の7月に改正をされました。それに合わせて、各市町村の基本構想も改正するという流れになっており、この基本方針につきましては、農業委員会の意見を求めることになっております。今日はこの件につきましては、来月の委員会のほうに正式にお願いしようというふうに思っておりますが、今日は事前に内容を説明をさせていただいてですね、来月の農業委員会のほうでの審議をしていただくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたします。

まず農業経営基本構想、基本的な構想ですが、前回は平成26年の9月に改正をしております。その中で、今回変えた点について、変わった点について赤字で記載をしてございます。基本的な考え方といたしましては、いわゆる次世代への農業経営が健全に継承されるというものを、基本的な考え方で、県のほうから指導を受けており、そういった考え方をもとに作成をいたしました。

まず1ページ目から、簡単ですけども、かいつまんで説明をさせていただきますと、まず第1が大山町の現状と課題ということで記載をしております。やはり1番の課題といいますのは、農業就業人口の高齢化ということ、及び、減少というものが今後、目に見えて増えてくるということで、そういった土地つていいますか農地の利用集積、これをどう図っていくかということで挙げております。

次に2の農業構造につきましては、人・農地プランの実質化というものを進めていくことということで挙げて、引き続き進めていくということを重点としております。経営の育成につきましては、やはり、ここにつきましては、個別経営体につきましては、やっぱり人・農地チーム会議の機能を充実化させて、いろいろ相談に乗りながら、農業経営の基盤強化を促進していくことという流れで書いております。

次の組織経営体の育成ということで、実はここが1番重要になってこようかと思いますが、今後リタイアされる方とかが増えてこようかと思います。そうなった場合に、個人での経営というのがなかなか成り立たなくなってきて、耕作放棄地も増えてくるのではないか。そういう意味では、組織経営体という形で進めていくのが重要であろうというふうに認識をしております。後ほど触れさせていただきますけども、後ほど出てきますけども、実際に、現在32の経営体のうち、集落営農の法人は4組織しかございません。で、先回26年に10年後の、要は平成35年の目標として、組織経営体を10組織まで増やしていくことという構想を立てておりましたが、その後6年間で増えておりません。ですので、ここについては確実に増やしていくという考え方で、4組織から5組織ぐらいを目標にということで考えております。

次に、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成ですが、認定新規

就農者は大体年間平均2名の方です。この方については、ずっとペース的に変わりませんので、このままの状態で進めていこうと思います。ただし一番のネックとなりますのが、やはり新たに農業を始められる方にとって重要なのはやはり農地、いかに優良な農地を借りられるといいますか、確保できるかということが重要だと思っておりまして、最近は果樹園の経営といいますか、止められて、そのまま要はそこが耕作放棄地になっております。その再生というのがやはり1番考えられるのかなと。梨棚とかを取れば、非常に優良な農地になろうかと思いますので、こういった部分を農地の再生ということを取り組みをするのが必要ではないかというふうに考えておるところでございます。

はぐっていただきまして、農業構造の姿というところで、ここの数字が大体具体的な目標内容になってくるんですが、現状総農家としては2,286戸、農地面積が4,060haというふうになっておりまして、これが農林業センサスの過去20年のデータで見ていきますと、減少の傾向値が大体5年ごとに85%ぐらいずつ減ってきておりますので、10年後につきましては、総農家数1,950戸というふうに推計をしております。耕地面積については、おおむね10年前から4,000haでの前後で推移をしておりますので、ここについては4,000haで農地を守っていくという考え方としております。次に個別経営体ですが、267経営体が280という若干微増としております。これは認定農業者の方、それから基本構想の水準到達者の方をそれぞれ全部調べまして、10年後にリタイアされるであろう方、されているであろう方、あるいは、新規の認定農業者になられる方というものを推定をして、280経営体、大体1,595haをこの方々が担っていただくと。組織経営体を、先ほど5組織と申しました。今の4組織にプラス1組織で、100haの耕作地ということで考えております。次に準経営体ということで、将来的に人・農地プランの中心経営体になり得るだろうと思われる、大型の2ha以上の農家の方を推計をいたしました。そういたしますと大体149経営体が該当してくるのかなと。更に新規就農の方は今現在12名、過去5年の累計です。ここですみません。足し算が161経営体ということに、ちょっと間違えておりました。修正をお願いしたいと思います。10年後には、新規就農が20名で86ha、この86haの根拠は、現在の平成元年度末の新規就農の方の平均経営面積が4.3haですので、それを単純に20をかけたというところです。人・農地プランの中心経営体になろうであろう方の149経営体の面積が、合計が572ha。トータル2,333haの60%の集積率を目指しております。

次に年間労働時間及び所得につきましては、これにつきましては鳥取県の水準をもとに、大山町の現状も考えまして労働時間をおおむね1,800時間、年間農業所得が350万円以上ということで設定をしております。

次の大山町経営モデル類型ということで、それぞれの類型、これは普及所のほうから、普及所のほうと協議をいたしまして、普及所の実態を把握したものを持げております。

はぐっていただきて、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする指標ということで、ここについても、県の水準を見ながら大山町の実態を考慮して、1,800時間、280万円という設定をさせていただいております。その新規就農の経営モデル類型は、これまで水稻も入っておったんですが、なかなか水田は難しいということで、特産品であります、白ネギ・ブロッコリー・スイートコーン・芝・梨に特化して、この経営を推進していくということで記載してございます。

以上、ざっと簡単ではありますけども、この基本的な構想の考え方についての内容でございます。ご意見等ございましたら、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長

しっかりと家で読んで見ておいてください。ここで質問するでなしに、今度また改めて、来月にまた審議をお願いしたいと思いますので読んでおいてください。

事務局

できれば次回議案として出させていただきますので、そこをスムーズにいかせるために、今ご意見がありましたら事前にお伺いしておきます。

議長

事務局として、それから農林水産課で、ちょっとご意見が欲しいなあということがございますが、ありますでしょうか。

(推委3番委員、挙手)

はい、推委3番さん。

推委3番委員 時間をとりますません。3番です。

3ページのところの、青年等の確保に向けた大山町の取組、イのほうですね、イのほうで、新規就農者を確保するために、大山町がどう取組むかが書いてあるわけですけども、自分の気持ちとして、大山町アグリマイスター制度、これを初っ端に持つて上がっていただきて、大山町の特徴的な取り組みを出していただいたほうが良いなという、気持ちの問題かもしれませんけども、そんな気がして。農地の確保も大事なんんですけど、その前にまずしっかり親方に揉んでもらって、いろんな知識、経験を積んでいってもらうことが大切ではないかなというふうに思ったんで、そういう意見でございます。以上です。

農林水産課補佐 ありがとうございます。

議長 他にございませんでしょうか。

農委13番委員 はい。

議長 はい。

農委13番委員 13番です。

ちょっと全部読んでないんで、よく分かりませんが、以前にですね、農業っていうのは非常に季節的に労働力っていうのが、非常になんか時期的によく求められたり、閑散期があって繁忙期があって、いろんなその作物によって違いがありますて、かつて外国人の方にどうのこうのっていうのがありましたんで、町独自ですね、そういったものへの取り組みができればですね、ぜひこれも入れていただきたいなと思います。それから、もう一つはですね、いろいろ

な知識とか、そういうものを研鑽するためにもですね、町独自のいろんな組織をまとめて、研修っていうんですかね、そういうものにもですね、そういう場を作っていただきたいなと思います。余談かもわかりませんけど、ブロッコリーあたりもですね、ほとんどの方が農業の知識を持たず新規就農されて、それからいろいろな講習会であったり、何かの場でそういう知識を習得されて、栽培に生かされると思うんですけど、そういう場というものを具体的に作るっていうんですかね、そういう場を設けていただければ、より目標に近づくんではないかなと思いますんで、2点よろしくお願ひいたします。

農林水産課補佐 ありがとうございます。

議長 他にございませんでしょうか。

ないようですので、大山町の良さというものをやっぱり全面的に出してこないと若者が残らないし、それから、新たに県外からでも就農される形をですね、受け入れ態勢がもう少しちょっとね、対応の仕方がどうかなというのがありますので、その辺の掘り下げ方は何かもう大きなところばかり言つとて格好付けとて中身がないなという部分も見えますので、その辺はやはり、大山町に地元の人が残っていただけるという一つの大きな目標を立てないと、よそから新規就農者ってことでなしに、地元から残っていただくということがやっぱり大きな目的じゃないかと思います。

他に何かありますでしょうか。

なければ、また読んでおいて、今度目にはいろんな意見をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

農委7番委員 すみません。

議長 はい。

農委7番委員 今の資料は来月持ってくるんですか。また新たに用意されるですか。

事務局 また新たにお配りいたします。

農委7番委員 はい、分かりました。

議長 また修正等あると思いますので。

(農林水産課補佐、退室)

議長 次、このまま。

事務局 はい。それでは(4)の大山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の見直しについて、事前にお配りしております資料をご覧いただきたいと思います。

これにつきましては、委員の任期の改正があった年度、29年度に制定をしておりまして、3年ごとの改選ごとに見直していくというものでございます。この赤字部分が、変更をしたいというところでございます。

1ページ目は下のほうですけども、今年度、2年から令和5年を目標とする、改選期ということで修正をしたいと思います。

それから、はぐっていただきまして2ページ目。すみません、これ基本的に委員会の農地利用の最適化、新規就農ですとか、それから農地の集約ですとか、

遊休農地の解消ですかそういったものに取り組む計画でございます。

2ページ目の、まず（1）の遊休農地の解消目標でございますが、当初の計画ではですね、平成29年4月、管内の農地面積は4,087ha、遊休農地面積が87ha、2.1%の割合でした。これが29年度に掲げた目標では、4,020haで遊休農地70haの1.74%が目標でしたけれども、現状として、赤字の部分ですが、令和2年の4月現在で4,144haに対して、84ha、2.03%ということで、目標に届かなかったということでございます。これを令和5年の4月の目標でございますが、4,113haの73ha、1.77%としたいと思いますが、この根拠としましては先ほどありました基本構想の10年後の数字に、基本的には、それを目標に、10年後ですので、それを3ぐらいで割ったぐらいで、まず4,113haの遊休農地73haということで掲げております。

それから、3ページ、4ページ目をご覧いただきたいと思います。4ページ目の（1）担い手への農地利用集積目標でございますが、29年度の現状ですが、4,000haに対して、1,477haが集積されておりまして、集積率が36.9%、目標が3,950haに対して1,775ha44.9%でしたけれども、現状は結果として4,060haに対して1,675ha、41.3%ということで、これも目標に届いておりません。これを踏まえて3年後の目標ですが、4,040haに対して1,899ha、47%を掲げております。これにつきましても、先ほどありました基本構想、10年後の数値、それに基づいて出したものであります。

それから、その下の（2）担い手への農地利用の集積集約化に向けた具体的な推進方法の③農地の利用調整と利用権設定について、これにつきまして全部変更したいと思います。前に書いてあったものはですね、ちょっと実態にあってなかったということで、その都度担い手と貸手と借手の利用調整会議を開催するっていうようなことが書いてあったんですけど、実態とちょっと合っていないということで、ちょっと読み上げますけど、「管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地の利用集積が進んだ地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整、交換と利用権の再設定を推進する。また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化・法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。」ということで変更させていただきたいと思います。

それから次の5ページ目、最後ですけども、新規参入の促進について、（1）新規参入の促進目標でございますが、29年度の現状ですが3経営体、7.6haありましたが、目標としては9経営体、18haを掲げておりましたが、実績では6経営体、12haということで、こちらも目標に届かなかったということでございます。これにつきましては先ほどの基本構想に年間2人という目標がありましたので、6経営体から、3年後に、数が合わないですね、すみ

ません。12ですね、12経営体ということで、面積も、すみません、違いますね。1人2haで計算しておりますが、先ほどありましたのは4.3haだったと思いますので、ちょっと4.3haになりますと新規就農でかなりの面積かなとは思うんですけど1人当たり。ちょっともう1回、農林水産課とその辺りちょっと確認をしたいと思います。次回ちょっと調整をして、もう一度、提案をさせていただきたいと思います。

以上が変更点でございます。これにつきまして、また1月に議案として提案をしたいと思いますが、出来ましたら今日はいろいろご意見をいただきまして、それを踏まえて修正をしたもの上げさせていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

議長

今、ご説明がございました。これについて何かご質問があれば。

(推委3番委員、挙手)

はい、推委3番さん。

推委3番委員 すみません。5ページ、大きな3番で新規参入の促進ということで、ずっと書いてあるんですけども、これ書かないけんのかいな、と思って。これは農業委員会が書くもんで、そこで改めて、町で基本構想が作ってあるんで、そん中で出てきるんで、改めて、この農業委員会が目標設定ということで、こういう数字を挙げたり、やはり基本構想で書いてあるような具体的な推進方法を新規就農を増やすための方法を改めて書かないけんかいな。ここは新規就農があったときに、その方に対してどうやって農地の提供をしてあげるかという基本姿勢みたいなもんを書けばいいんじゃないかと思うんですけども。何でしょうか。

議長

あんまり農業委員会として、ここに挙げることじゃないと思うんです。推委3番さんが言われるように。やっぱり町のほうが作つとるんで、それに従つて出来たものに対して、どれだけ協力してですね、農地を探してあげるということが良いんで。あんまりここで数字を並べて、農業委員会が活動するわけではないんですから。その辺、ちょっと何か皆さん、何がありますでしょうか。

農委13番委員 これはやっぱり、農業委員会ですけ、推進していかんといけんので、それはそれとして、農業委員会としてやっぱり取り組んでいきたいと思いますけど。だからやっぱり、書くべきじゃないでしようかな。

議長

他にご意見ございませんでしょうか。

(農委1番委員、挙手)

はい。

農委1番委員 農委13番さんが言われるように、今は任命制度になつてしまつて、行政の中の一部みたいな話になつてますけれども、基本的に発足したときには、農業委員会は独立機関、町の中にある独立機関ということで、こういう目的をずっと作ってきたわけですね。それがずっと残つとる。ある意味、実際的にさつき言わされたように活動しとるのは、農業委員が活動しとるわけですよ、メイン的に。農林水産課が別に活動しとるわけでないわけであつて、やっぱり目標

として挙げるのは、やっぱり農業委員会としても挙げないけんじやないですかね。別に新規就農者を探したり応援したりしとるのは農林水産課ばかりじゃなくて、農業委員会も個人的に各集落で応援したりとか、遊休農地の解消のためにいろんな活動をしとるわけであって、当然じやないかと思いますけどね。

議長

他にご意見ございませんでしょうか。

農業委員会がアグリマイスターとか、農と雇用の事業とか別もんですからね、実質的には。文書だけ出てくるのはちょっとなという懸念。皆さんのご意見であって、今度目に対して、いろいろと考えですね、こういう形が良いじやないか、農業委員会としての方向を定めておくということも大事でございますので。

何かご質問ございませんでしょうか。この辺を付けといてごせとか、この辺をもうちょっと強調してごせとか。一遍にポツと文書が出たけ「はい」って言ってなかなかですので、一応読んどいて、来月には質問なり、また検討していくということで十分じやないかなと思いますので。

ずっと、これについて進んでいかないけんわけですから、1回の会議で「はい、終わり」というもんじやないわけですから。

なら、質問がなければ、事務局。

事務局

ありがとうございました。この数値目標につきましてですが、実は毎年度、点検と評価ということで、計画にも実は数値を書くどころもありまして、その全体の計画となるのがこの3年間の計画でありますので、ちょっとそこは数値目標としてちょっと入れさせていただいたほうが良いかなというふうに考えております。

【その他】

- ・農地の適正な管理のチラシについて。
- ・委員の報酬の支払いについて。

議長

何もなければ、これをもって閉会としたいと思いますので、よろしうござりますか。どうもありがとうございました。

1月は12日に行いますので、よろしくお願ひいたします。1時半からですので、間違えないようにお願いします。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議長

米澤 誠一

議事録署名委員

遠藤 幸子

議事録署名委員

高見 利洋

：上記議事録は、公開用として大山町個人情報保護条例の規定により、個人情報を削除したものを掲載しております。また、一部要約等を行い掲載しております。